

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第62号

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
(特別支援学校)						(特別支援学校)					
第3条 県立の特別支援学校を次のとおり設置する。						第3条 県立の特別支援学校を次のとおり設置する。					
名称	区分	部	課程等	学科	位置	名称	区分	部	課程等	学科	位置
[略]						[略]					
岩手県立盛岡 みたけ支援学 校	本校	[略]				岩手県立盛岡 みたけ支援学 校		[略]			
	奥中山校	小学部			二戸郡一戸町						
		中学部									
[略]						[略]					
岩手県立久慈 拓陽支援学校	[略]					岩手県立久慈 拓陽支援学校	[略]				
	本校	小学部			二戸市	岩手県立二戸 北星支援学校		小学部			二戸市
		中学部									
		高等部	全日制	普通科							
	奥中山校	小学部			二戸郡一戸町	奥中山校	小学部			二戸郡一戸町	
		中学部					中学部				
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。